広陵町まちづくり推進計画 (案) に係る 答申書

令和5年2月14日

広陵町自治基本条例推進会議

1 はじめに

広陵町自治基本条例は、まちづくりの主体としての町民、町議会、行政(町長等)が、 互いの役割を認識しながら連携し、共通の目的のために協働して、住民自治を基盤とし た広陵町のまちづくりを進めていく際の基本的ルールを定めるものです。

本条例の制定に際し、町から広陵町自治基本条例審議会に諮問され、約2年にわたって議論を重ねてきました。そして令和3年6月に制定されることとなりました。

同年11月には、同審議会が発展解消する形で、自治基本条例第40条に基づく附属機関である「広陵町自治基本条例推進会議」(以下、「推進会議」という。)が設置され、本条例に定める理念や規定が町政運営やまちづくり等に活用されているか、本条例が適正に運用されているかについて検証及び評価や進行管理等を推進することとなりました。その中で条例の理念を具体化する計画を策定すべきと考え、令和4年5月の第2回推進会議から町の諮問を受け「広陵町まちづくり推進計画」の策定に取り組んできました。

審議会同様、全体での審議を基調とし、勉強会やワークショップ方式も取り入れ、広陵町の現状と課題、今後のまちづくりの方向について検討し、3つの基本方針及びそれぞれの施策の方向性についての素案を作成しました。その後、町民への周知と広く意見を募り反映させることを目的として令和5年1月にパブリックコメントを行い、いただいた意見を精査反映し、計画案を練り上げました。

ここに最終答申書及び計画案を提出します。

2 計画の名称について

広陵町まちづくり推進計画 (参画と協働のための指針)

3 検討の経緯

(1) 背景と目的

平成 12 年の地方分権一括法の施行により、国及び地方公共団体が分担すべき役割が明確化され、地方公共団体は、地域の特性に基づいた政策を主体的に進めていくこととなりました。これにより、地方自治の可能性が広がる一方で、住民に対する説明責任がこれまで以上に問われるとともに、住民の意向や地域の実態を正しく把握するとともに、住民主体のまちづくりを進めて行くためにも「情報共有」「参加・参画」が重要になっています。

広陵町自治基本条例は前述のとおり令和3年6月に施行されましたが、理念条例であり、具体的な進行管理や数値目標が示されていない状況でした。そのため、条例のうち、「参画・協働」に関して総合的かつ計画的、具体的に推進するための計画を策定すべく、町から推進会議に諮問され、議論を重ねたところです。

(2) 検討事項

広陵町自治基本条例推進会議では、次に掲げる事項について検討を行いました。

・(仮称) 広陵町協働のまちづくり推進計画に関すること





(3)委員の構成

(順不同、敬称略、令和5年1月末現在)

氏 名	団体名等
中川 幾郎	帝塚山大学名誉教授(会長)
清水 裕子	畿央大学准教授(副会長)
東 秀行	広陵町区長・自治会長会
西川 美和子	広陵町商工会
藤田 和郎	広陵町民生・児童委員協議会
北橋 美弥子	広陵町婦人会
木村 通宏	広陵町老人クラブ連合会
岡橋 秀典	広陵町青少年健全育成協議会
过 正夫	広陵町社会福祉協議会
河野 伊津美	広陵町PTA連絡協議会
嶋中 章	広陵町PTA連絡協議会
森田 隆夫	広陵町防災士ネットワーク
中村 理紗	畿央大学生
中島 由圭莉	畿央大学生
奥田 ひなた	元奈良県立大学生
筬部 牧	前自治基本条例審議会公募委員
髙月 光太朗	前自治基本条例審議会公募委員
新谷 眞貴子	前自治基本条例審議会公募委員

(計18人)

吉村 裕之	広陵町議会議長 (オブザーバー)
山村 美咲子	広陵町議会副議長 (オブザーバー)
八尾 春雄	広陵町議会議員 (オブザーバー)

(計3人)

(4) 推進会議の開催状況

令和3年11月から令和5年2月にかけて計5回の推進会議を開催したほか、推 進会議有志による検討会議(勉強会)を計7回実施しました。

※ 推進計画に関する審議は、第2回目の諮問からです。

【推進会議】

□	日時	主な議題
	H 11/1	上で既歴
第1回	令和3年11月30日	委員委嘱、自己紹介、講義(自治基本条例の本
	18:30~20:25	旨について)、現状報告及び今後の取り組み
第2回	令和4年5月28日	諮問、推進会議及び推進計画について、自治基
	13:30~15:15	本条例と関連例規について
第3回	令和4年8月6日	推進計画の骨子について、施策実施状況報告書
	10:00~12:00	の取り組みについて
第4回	令和4年12月17日	自治基本条例パンフレット案について、計画の
	10:00~12:00	名称について、推進計画素案について
第5回	令和5年2月4日	パブリックコメントの回答に関する審議につ
	13:30~15:30	いて

【勉強会】

	日 時	主な議題
条例周知	令和4年10月5日	自治基本条例パンフレット案について1
第1回	10:00~11:50	(全体の方向性)
条例周知	令和4年10月19日	自治基本条例パンフレット案について 2
第2回	10:00~11:50	(分かりやすい紙面)
条例周知	令和4年11月8日	自治基本条例パンフレット案について3
第3回	10:00~12:00	(パンフレットの詳細)
条例周知	令和4年12月2日	自治基本条例パンフレット案について4
第4回	14:30~16:00	(色味、フォント等最終調整)
計画策定	令和4年10月6日	(仮称) 広陵町協働のまちづくり推進計画につ
第1回	10:00~11:50	いて1 (施策の方向性に関する意見出し)
計画策定	令和4年10月19日	(仮称) 広陵町協働のまちづくり推進計画につ
第2回	14:00~15:50	いて2(主体ごとの役割について)
計画策定	令和4年11月8日	(仮称) 広陵町協働のまちづくり推進計画につ
第3回	14:00~16:00	いて3 (計画案全体の最終調整について)

4 広陵町まちづくり推進計画の概要

詳細は、別添「広陵町まちづくり推進計画案」をご覧ください。 広陵町まちづくり推進計画は、

- ・令和5年度~令和9年度の5年間を計画期間としています。
- ・広陵町自治基本条例のうち、「参画・協働」に関する施策の方向性を掲げています。
- ・施策の方向性の取り組みとして3つの基本方針を掲げています。
- ・まちづくりの主体(町民、行政、協働)それぞれができることを掲げています。

5 要請(計画策定後について)

(1) 町民への説明会について

計画策定後は、小中学校や町内各種団体等、町民に周知する機会を設け、自治基本条例(まちづくり)が身近に感じられ、町民一人ひとりが条例や計画を活用し、まちづくりを進められるよう取り組んでください。

その際には、「未来へつなぐまちづくり~広陵町自治基本条例パンフレット~」 を用いて、説明を受ける者が条例等を理解しやすいように配慮してください。

(2) 生涯学習分野における市民教育について

今後は、行政や学校などの「公」と家庭や個人などの「私」とをつなぐ、地域やコミュニティ、各種団体といった中間組織、「共」が大切になってきます。「共助」や「互助」といった「おたがいさま」の意識を育むよう生涯学習分野としての人材育成、地域リーダーの育成に努めてください。

(3) 庁内部局間の連携について

協働は、町の全部局における行政政策・施策の基礎及び今後の施策の根幹であるため、参画と協働の運用に関しては全部局において例外がないこと、職員に周知するとともに、(仮称)「協働のまちづくり推進庁内委員会」の設置を進め、全庁を挙げて参画・協働の推進に努めてください。

(4)進捗管理について

自治基本条例推進会議を毎年開催し、広陵町における協働のまちづくりの推進状況を報告してください。

(以 上)